7月定例教育委員会 資料		
年月日	平成29年7月25日	
担当課	教育委員会文化財課	

# 説明・協議事項(2)

## 文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱の一部改正について

#### 1 改正の目的

平成8年及び平成16年の文化財保護法改正に伴い、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度が整備されました。これは、所有者の申請により国の文化財台帳に登載されるもので、規制の緩やかな、文化財の自主的保存と活用を前提とした制度です。

本市においても、既に有形文化財 43 件(建造物 42 件、民俗文化財 1 件) 記念物 1 件(名 勝地関係)が登録されています。文化財保護法第 1 8 2 条に基づき、これらの文化財について所有者を支援することを目的とします。

#### 2 改正の内容

国の登録有形文化財及び登録記念物に係る補助事業の実施を可能とするため、表記の補助金について、「指定文化財」に加えて「登録文化財」を対象とするものです。

なお、補助対象の範囲は国の要綱に準じるものとします。

## 3 施行期日

この要綱は、平成29年8月1日から施行することとします。

## 文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱案

文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。 第4条及び第5条第4号の「登録有形文化財」を「国登録文化財」と改める。 第5条に次の1号を加える。

(5)国登録文化財の国庫補助事業に係る経費

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

### 提案理由

文化財保護法第182条に基づき、登録文化財について所有者を支援するためである。

文化的の体行及の体験に関する補助並等文的安調・利用対照な		
改正後	改正前	
文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱	文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱	
平成13年4月2日制定	平成13年4月2日制定	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この要綱は、文化財の保存及び保護に関する補助金(以下「本補助	第1条 この要綱は、文化財の保存及び保護に関する補助金(以下「本補助	
金」という。) の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和 42 年鳥取	金」という。) の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和 42 年鳥取	
市規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	市規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	
(交付目的)	(交付目的)	
第2条 本補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業	第2条 本補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業	
に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。	に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。	
(補助対象事業)	(補助対象事業)	
第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次	第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次	
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。	
(1) 国、県及び市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の保存及	(1) 国、県及び市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の保存及	
び管理に関する事業	び管理に関する事業	
(2) 文化財の保護啓発に関する事業	(2) 文化財の保護啓発に関する事業	
(補助対象事業者)	(補助対象事業者)	
第4条 本補助金の対象となる者は、指定文化財及び国登録文化財の所有者及	第4条 本補助金の対象となる者は、指定文化財及び登録有形文化財の所有者	
び保護啓発のための事業を行う団体とする。	及び保護啓発のための事業を行う団体とする。	
(補助対象経費)	(補助対象経費)	
第5条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次	第5条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次	
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。	

(1) 指定文化財の保存修理に係る経費

(1) 指定文化財の保存修理に係る経費

- (2) 指定文化財の管理に係る経費
- (3) 文化財の保護啓発を目的として行う研修会等の経費
- (4) 国登録文化財の登録申請に係る経費
- (5) 国登録文化財の国庫補助事業に係る経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額(本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が特に必要と認めるものは除くこととし、前条第3号の経費については20万円を限度とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

- (2) 指定文化財の管理に係る経費
- (3) 文化財の保護啓発を目的として行う研修会等の経費
- (4) 登録有形文化財の登録申請に係る経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額(本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が特に必要と認めるものは除くこととし、前条第3号の経費については、20万円を限度とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育 委員会が別に定める。